

別表 1 (第 5 条関係)

補助種別	補助対象経費	補助基本額	補助金の額
施設整備費補助	障害者グループホームの開設に伴う家屋の改修工事及び設備工事に要した経費並びに障害者グループホームの開始前 2 か月分の家屋の賃借料（共益費を含む。）及び礼金（家賃 1 か月分を限度とする）等家屋の賃借に係る初期経費（保証金的性格の預け金を除く。）	1 住居につき、入居者 1 人当たり 500,000円を乗じて得た額。ただし、3,500,000円を限度とする。	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に 4 分の 3 を乗じて得た額
スプリンクラー設置費補助	障害者グループホームの開設に伴うスプリンクラーの設置工事に要した経費	1 住居につき、3,000,000円。ただし、施設整備費補助の補助基本額と合わせて5,000,000円を限度とする。	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に 4 分の 3 を乗じて得た額
重度障害者受入補助	重度の障害者を対象とした障害者グループホームの開設に伴う、障害特性に対応するために行う工事に要した経費	1 住居につき、1,800,000円。ただし、スプリンクラー設置に係る経費は除く。	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に 4 分の 3 を乗じて得た額
施設借上費補助	障害者グループホームとして使用する家屋に係る賃借料（共益費を含む。）	月額220,000円に賃借期間の月数を乗じて得た額	補助対象経費又は補助基本額のいずれか少ない額に本市支給決定者の入居割合及び 2 分の 1 を乗じて得た額

看護職員配置費補助	障害者グループホームにおける看護職員の配置に必要な人件費	月額375,000円に常勤換算方法で算定した看護職員の配置人数を乗じて得た額に配置月数を乗じて得た額	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額
-----------	------------------------------	--	--

備考

- 1 補助種別ごとの補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 施設整備費補助、スプリンクラー設置費補助及び重度障害者受入補助の申請について、次の各号に掲げるものは補助の対象としない。
  - (1) 家屋の改修工事又は設備工事を伴わない場合
  - (2) 既存の建物を移転する目的で障害者グループホームを開設する場合であって、移転後に現在の定員を超えないとき。
  - (3) 国から障害者グループホームの開設に係る施設整備費補助又はスプリンクラー設置費補助と同種の補助金を受ける場合
  - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居を開設する場合
- 3 次の各号に掲げる者が障害者グループホームに入居している場合は、施設借上費補助の補助対象経費の支出額から当該各号に定める額を控除するものとする。
  - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する住宅扶助を受けている者 当該住宅扶助に係る額
  - (2) 法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費を受給している者 当該特定障害者特別給付費の額
  - (3) 他市が介護給付費等の支給決定をした障害者（以下「他市支給決定者」という。）について、本補助制度と同種の補助を受けている場合の補助金額
- 4 看護職員配置費補助の対象となる障害者グループホームは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表第15の1の6に規定する重度障害者支援加算の要件を満たす障害者グループホームのうち、別表2の医療的ケアを必要とする者が入居する障害者グループホームとする。

- 5 看護職員配置費補助の対象となる看護職員の配置人数の上限は、次の各号に掲げる入居者（医療的ケアを必要とする者に限る。）の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
- (1) 4人未満 1人
  - (2) 4人以上7人未満 2人
  - (3) 7人以上 3人
- 6 この表において「常勤換算方法」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第16号に規定する常勤換算方法をいう。なお、常勤換算については休憩時間を含まない勤務時間で算出するものとする。
- 7 報酬告示別表第15に規定する看護職員配置等に係る加算を受ける場合は、看護職員配置費補助の補助対象経費の支出額から当該加算の額を控除するものとする。
- 8 この表において「重度の障害者」とは、障害支援区分5又は6の知的障害者等、別表2による医療的ケアを必要とする者、強度行動障害を有する者とする。

別表2（備考4、8関係）

医療的ケア一覧

①人工呼吸器の管理	②気管切開の管理	③鼻咽頭エアウェイ
④酸素療法	⑤吸引	⑥ネブライザーの管理
⑦経管栄養	⑧中心静脈カテーテルの管理	⑨皮下注射
⑩血糖測定	⑪継続的な透析	⑫導尿
⑬排便管理	⑭痙攣時の処置	

強度行動障害行動関連項目

①コミュニケーション	②説明の理解	③大声奇声をだす
④異食行動	⑤多動・行動停止	⑥不安定な行動
⑦自傷	⑧他傷	⑨不適切な行為
⑩突発的な行動	⑪過食・反すう等	⑫てんかん